

## 第7回新技術等効果評価委員会 議事要旨

### 1 日時

令和5年6月21日(水) 10:00~12:06

### 2 場所

WEB会議による開催(中央合同庁舎第8号館共用B会議室を含む。)

### 3 出席者

#### 【委員】

安念委員長、石井委員(～案件1)、大橋委員(～案件1)、小黒委員、落合委員(案件2、3を除く)、鬼頭委員、佐古委員、西村委員、林委員、板東委員、程委員(～案件2)、増島委員

#### 【事務局等】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 三浦次長、岡田企画官  
内閣府 大臣官房企画調整課 伊藤課長

#### 【出席者】

##### 案件1.

日本コカ・コーラ株式会社 中川氏、柴本氏  
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 計良氏  
消費者庁 依田審議官  
消費者庁 食品表示企画課 清水課長  
経済産業省 経済産業政策局 蓮井審議官  
経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 田中課長  
経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 仁科室長  
経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室 石井室長

##### 案件2.

経済産業省 経済産業政策局 蓮井審議官  
経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 小川企画官  
経済産業省 経済産業政策局新規事業創造推進室 石井室長  
法務省 民事局 笹井参事官

##### 案件3.

岐阜薬科大学 林氏、生木氏  
厚生労働省 大臣官房 山本審議官  
厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課 太田薬事企画官

#### 4 議題

- ・ 委員長互選
- ・ 新技術等実証計画の認定申請書について（1件）
- ・ 新技術等実証終了後のフォローアップ（2件）
- ・ その他（事務連絡等）

#### 5 議事経過

##### 【委員長互選について】

事務局から、新技術等効果評価委員会の開催に対する挨拶が行われた後、委員の互選により安全委員が委員長に選出された。

##### 【案件1について】

(1) 案件1に関して、申請者である日本コカ・コーラ株式会社から申請内容の説明があり、その後、経済産業省及び消費者庁から、主務大臣の見解として認定の見込みである旨の説明があった。

(2) 主な質疑応答は以下のとおり。

- この実証では特定・少数の相手に対する無償提供を行うものだが、今後販売していくときにその表示の意義をどう考えるのか。また、アレルゲンや消費期限・賞味期限の表示をどう考えていくのか。さらに、お客様相談室の表示など、飲む前の表示ではなく飲んだ後に確認が必要になる表示内容について将来的な考えはあるか。【板東委員・増島委員】
  - ・ 弊社を含め一般社団法人全国清涼飲料連合会（全清飲）に加盟している企業はすべて、全清飲の自主ガイドラインを遵守することになっている。自主ガイドラインでは、ラベルレスのペットボトルであっても、次の6つの事項は、必ず何らかの形で表示するよう求められている。1つ目は、社名または社名を特定できるもの。2つ目は、商品名またはブランドを特定できるもの。3つ目は、製造場所を示す製造所固有記号。4つ目は、アレルギー表示、並びにアスパルテームを使用したときには「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」というもの。これは使用した場合に表示するとされている。5つ目は、商品、製造した企業に関する問合せ先、最後に、消費期限。
  - ・ このように、安全性や品質に関わる基本的な情報は、製品のキャップやボディーに何らかの方法で表示するよう自主ガイドラインで求められており、弊社はキャップやボトル本体に印字、刻印することにより自主ガイドラインを遵守している。【申請者】
  - ・ 食品表示においては、例えば、製品自体の賞味期限などの情報と製品との一対一の対応関係が明らかになる必要がある。ベンディングマシンの表側にそのような情報が書いてあったとしても、個別具体的な製品の特性を保証しているものとは限らない可能性がある上に、一部例外はあるが、容器包装に表示するということが原則。この無償提供する物と、自動販売機の表面に掲載した情報とが突合関係にできるのかといった点には注目している。【消費者庁】
- 実証期間6か月のうち最初の3か月の趣旨は何か。また、製品情報の認識についてどのように実証では整理しているか。ラベルレスを購入した人、ラベル付きのみを購入した人、双方を購入した人、という形で消費者を分けることでわかることもあるのでは。【大橋委員・小黒委員】

- ・ 最初の半分の期間の趣旨は、消費者にこの検証に慣れてもらうためではなく、ラベルレス製品を導入することによって、どのような変化が生じるかを確認するために、ラベルレス製品導入の前後のデータを比較できるように設定した。また、どの製品を購入されたかについて個人の行動を特定する点については、実証への参加について同意を取得した者にアクセス権を付与するといったところを工夫することによってデータそのものは取れる可能性があるが検討課題とさせていただきたい。【申請者】
- 一般社団法人全国清涼飲料連合会が定める表示に関する自主ガイドラインは、業界団体に属しているものは守る必要があるか、業界団体に属していないものはどうか。また、有名なブランドの製品だから安全であると判断するケースを踏まえ、有名でない製品との比較もできるようにするなど、デザイン・商品・表示が一体化する形で消費者が安心かどうかを判断する消費者がどう認識するかという点も考える必要があるのでは。【石井委員】
  - ・ 業界団体に属している者は、遵守しなければならないという認識。業界団体に属していない者には強制力が無いが、将来的には、業界団体として遵守をお願いする活動は必要になるのではないかと考えます。QRコード等の技術開発は開発途上にあるため、実製品に導入するためにはまだ工夫が必要である。また、ラベルレス製品というものは、ブランディングが難しい製品と考えます。従って、知名度がついたものに対してラベルレス製品化という流れが自然と考えている。【申請者】
  - ・ 一般的な消費者の選択に資するという観点では、基本的には食品表示基準に従って表示するということが原則である。【消費者庁】
- 食品表示法における「特定多数」の「多数」という概念はどう捉えればよいか。【小黒委員】
  - ・ 「多数」は「不特定」とセットで捉えていただきたい。今回の実証案も社員が特定されていて、かつ、少数と見なしている。不特定だと食中毒が起きた場合などに、遡って誰に配布したのかがわからないので、基本的には、包装されている加工食品には、食品表示を義務付けている。外食や温泉街で配っている饅頭などは、作っている人が目の前におり、内容物の情報についてはその場で確認可能であるとともに、容器包装をしない饅頭に表示することはできないため、表示義務の対象外。【消費者庁】
- 今回の実証は何のためにやるのか。無償で提供して、行動変容が起こるかどうかを見る、その結果がよければ、無償でずっと続けるのか、それとも販売に際して食品衛生法は改正する必要があるのか、あるとしても法改正に必要なものなのか。【西村委員・程委員】
  - ・ 将来的に目指しているのは、自動販売機によるラベルレス製品の販売。法体系を変えてほしいとお願いすることは無く、あくまでも自動販売機を容器包装の一部と見なすことができるかどうかを焦点。関係する省令やQ&Aだけで十分ではないかと思う。【申請者】
  - ・ 特定された消費者がラベルレスの製品の方が良いと言ったとしても、自動販売機に関して食品表示基準の適用をしなくても良いということに直結はしないと思う。様々な論点があるが、1対1の対応があるかどうか重要であり、自動販売機に関する特例的な扱いは難しい。【消費者庁】
- ボトル側に製品番号を表示するなど、製品側に書かれている内容と、自動販売機やインターネット上の説明にかかっている内容を対照がとれるようにできれば、ラベルは省略しても良いかと思うが、懸念点はあるか。また、電子決済を利用できる人はインターネットに触れられると考え

られるので、インターネットに表示することでの不利益もないように思われるが、今後は事業者としてどのように考えているのか。【落合委員】

- ・ ロット番号については、消費者がロット番号の表示をもって、表示義務のある情報にアクセスできるかという問題がある。実態も含め、よく勉強させていただきたい。【消費者庁】
  - ・ 製品情報を製品に紐づけて提供するという事は検討して、実際にやっている例もあるが、固有の記号を製品に付与して、その記号から製品情報を引き出すという仕組みをやるのであれば、例えば製品情報を行政に登録する制度を作り、そこに番号を付与して、その番号に紐づけて製品にコードを打つというやり方であれば、情報伝達は可能であると思います。【申請者】
- 特許や意匠法とか色々な形で知財を取ったときに、ラベルレスで売ることが貴社しかできなくなるのか、それともその知財は一般公開して他の会社でもできるようになるのか。【林委員・程委員】
- ・ 「ラベルレス」は様々な法律の解釈を組み合わせることによって成り立っているため、固有の知財を特定するものではないと考える。今回の実証でやろうとしていることはすべて法の枠内なので誰でも実施でき、かつ全て公開される。【申請者】
- 業界の巻き込み方や実証実験の積み重ねについて、ロードマップはあるか。【程委員】
- ・ 今回の実証だけでいいのかという点については、何とも言えないところがあるが、まずは一度実証し、その結果から次にどうするかということをもたえたい。【申請者】

(3) 申請者、経済産業省及び消費者庁の退席後、委員会としての意見を審議し、委員会として、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

#### 【案件2について】

(1) 案件2に関して、三菱UFJ信託銀行株式会社、アクセンチュア株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、オーナーシップ株式会社、株式会社BOOSTRY及びレヴィアス株式会社による「ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証」6案件のフォローアップが実施された。主務省庁である経済産業省及び法務省から、資料を用いて、実証の進捗、評価、規制改革等に関する今後の見通しについて発言があった。

(2) 主な質疑応答は以下のとおり。

- 規制のサンドボックス制度に基づく新技術等実証の後に債権譲渡特例の新事業特例制度の認定を受けるという運用が引き続き行われるのか。【増島委員】
- ・ 新事業特例制度を活用する場合の要件として、新事業活動が円滑かつ確実に実施されることを求めているので、事業者の方でシステムが円滑かつ確実に作動し、運用も回ることをお示しいただけるのであれば、必ずしもサンドボックスを前置する必要は無い。事業者として、まずサンドボックス制度で、一度どのように回るのかを検証したいと希望するのであれば、それはやっていただくということだと思う。規制改革するまでのリードタイムを極力減らしていかなければならないのが基本であるため、適切な方法で、なるべく事業者の負担にならない方向で引き続き運用したい。【経済産業省】

- ・ サンドボックス制度を活用すると、実証の透明性は高まると思うが、他方で、サンドボックス制度を活用した実証とサンドボックス制度を活用しない実証との間で、どの程度有意に新事業特例制度への進み方が変わっているのかが気になっている。【増島委員】
  - ・ 経済産業省の回答によると、サンドボックス制度を必ず前置するという考え方ではない、ということのはっきりしていると理解した。【安念委員長】
- 資料4の中で、例えば5年間保存の記録媒体でブロックチェーンかデータベースかと書かれているが、そもそも「ブロックチェーン」の定義が特に学術的には無い、事業者が自らのシステムを「ブロックチェーン」と呼んでいる以上の意味は無いと思う。比較で出てくると、「ブロックチェーン」だから審査が通ったという見え方になってしまうことを一部懸念する。【佐古委員】
- ・ ご指摘のとおり、「ブロックチェーン」ならば良いという訳ではなく、あくまで情報システムとして債権譲渡に係る特例のやり方が円滑に回っているかを検証して、それが法律上の要件に該当することによって、新事業活動でも受けることが出来るようになるということを検証することだと考えている。今の佐古委員の御指摘も踏まえて、よく検証したい。【経済産業省】
- 通知の特例について、全体として見たときに、どのような課題が見えてきているのか。【小黒委員】
- ・ 事業者も、紙ではなくシステムで良いのではないかと考えてやっておられて、実際にブロックチェーンやシステム上でやっておられるが、具体的に何か支障が生じたという話は聞いていない。このような手続きの電子化によって、大幅なトランザクションにおけるコストの削減に資すると考えている。その上で、様々なシステムがある中でどれが良いのかという点は、事各業者の競争領域にかかる部分かと思うので、その中でより良いシステムが選択されていくということだと思う。その上で、主務省庁としては、新業特例があり、制度全体にどのような効果を与えていくのかということについても、新技術等効果評価委員会の皆様からのご評価もいただきながら、今後さらに規制改革も含めて検討したい。【経済産業省】
- 委員の方でも評価することもあると思うが、現時点で主務省庁としてどのように評価しているのか。【小黒委員】
- ・ 今のところ、例えば「ブロックチェーンのこういうところでトラブルがあった。」と伺っていないため、ブロックチェーンなどの新しい技術を活用して、債権譲渡の特例という従来のやり方と比べて新しい技術を使っても、十分システムとして稼働していけるのではないかと、という検証はかなり進んでいるものと認識している。ただ、5年間のデータを保存しなければいけないとか、ISOを取得しなければいけないとか、さらに検証が必要な部分もあろうかと思うが、取るべきものは取れば良いということだし、これによって問題を生じるという話は聞いていないため、むしろ早期に次のステップに進んでいただければ、と考えている。
  - システムがより円滑に回っていくと同時に、何かトラブルがあったらどうするのかも含めて、我々も検証しながら規制改革を進めていければと思っている。【経済産業省】
  - ・ 指名債権譲渡は、もともと内容証明郵便で実施していたのだから、メリットは説明するまでもないと私は思っていた。【安念委員長】

(3) 経済産業省及び法務省の退席後、委員会として、本案件について、今後も、必要に応じ主務大臣等に対して報告を求め、フォローアップを継続していく旨の意見を決定した。

**【案件3について】**

(1) 案件3に関して、岐阜薬科大学附属薬局による「災害対策医薬品供給車両を用いた過疎地域における調剤モデルに関する実証」のフォローアップが実施された。実証実施者から、資料を用いて、実証結果や今後に向けた制度面に関する提案等の発言があった。

(2) 主な質疑応答は以下のとおり。

○ コスト面も含め、実証開始前に1か月間の調査を行った内容との比較の結果はどうだったのか。

**【西村委員、安念委員】**

- ・ アンケートやインタビュー等を行った結果、例えば、診療所に今回は薬剤師を派遣する形だったが、実際に薬剤師を雇用するとなると難しい点もあるので、車両を用いたのは良かったという意見や、診療所は診療時間が1時間と決まっており薬剤師が慌ただしくなってしまう、きめ細やかな服薬指導が難しい点もあったが、車両を用いると少し時間がかかる患者は診療所の営業終了後でも対応可能であり、きめ細やかな対応ができた等の差があった。また、患者が1回当たり平均2回来たときの収入は、薬剤師の技術料は6,000円程度だった。薬剤師をどのくらい雇用するかによるが、ギリギリか少し赤字かくらい。

今回は、初期の導入費用に関しては検証していないが、例えば、自治体の補助で購入するか、薬剤師会で共同所有するという道があると考えている。**【実施者】**

○ 今回の実証ではリフィル処方みたいな事例があったのか。また、過疎地ではなく都市部で同様の内容を行った場合、どのような効果が見込めそうか。**【小黒委員】**

- ・ リフィル処方全国でもあまり普及していないと思うが、今回は0件。都市部でも技術的には実施可能だと思うが、都市部だと診療所は毎日やっているの、薬局を建設した方が良いのではと考えている。岐阜市でも診療所があつて薬局が無いという地域はほぼ無い。今回実証を行った山県市は岐阜市街地から車で30分程度のところ。**【実施者】**

○ 今回の実証のような内容は非常にニーズがある分野かと思うが、厚生労働省は同様のケースであれば今後も認めていくという考えなのか。弊害が無いのであれば、選択肢を広げて良いのではないか。**【板東委員】**

- ・ 山間僻地や離島など医療アクセスが悪い地域の住民の皆様には御苦勞があると思うが、今回のような取組も1つのツールになり得るものの、色々なことを考える必要があると思う。薬剤のデータなどを基に、薬剤師の派遣と比べて医療の質がどう充実したのか、安全に展開できたのかが重要。コスト分析も含め、ぜひ実施者から可能な範囲でデータを教えてもらい、我々も検討していきたい。オンライン診療などの異なる選択肢の中でどれが妥当かを検討していくことも重要と思っている。**【厚生労働省】**

(3) 実証実施者及び厚生労働省の退席後、委員会として、本案件について、今後も、必要に応じ主務大臣等に対して報告を求め、フォローアップを継続していく旨の意見を決定した。

(以上)